

茨城県消費者基本計画（第5次）アクションプラン概要

計画期間：2026（R8）年度～2029（R11）年度（4年間）

現状と課題

【デジタル化の進展】

情報量の膨大さ、決済手段の過多等により取引環境が複雑化・多様化し、年齢等に関わりなく消費者トラブルが増加

【高齢化の進展】

高齢単独世帯の孤立による消費者トラブルの増加や、認知症患者や判断力が低下した人等、消費生活に配慮を要する消費者の拡大

【成年年齢の引き下げ】

成年年齢が18歳に引き下げられ、社会経験の浅い若者が悪質な事業者のターゲットになるなど消費者トラブルに巻き込まれるリスクが増加

【持続可能な社会の実現】

SDGsの達成のため、消費者に人・社会・地域・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費が期待される

【緊急時の対応】

大規模災害・感染症拡大等の緊急時には、悪質な勧誘等や不確かな情報による買いだめ、便乗商法やトラブルが見られる

【その他】

- ①カスタマーハラスメント
- ②在住外国人の増加
- ③資産形成・投資への関心の高まり

基本方針	主な施策	数値目標
1 安全・安心な消費生活の確保	<ul style="list-style-type: none">●家庭用品の品質表示の適正化●不当な景品類及び表示による不当な顧客誘引の防止●事業者指導・処分（事業者名公表）の実施	特定商取引法に基づく事業者指導件数（件/年） 毎年5件（2026～2029年度）
2 消費者被害の未然防止・救済	<ul style="list-style-type: none">●消費生活センター・消費者ホットラインの周知●消費生活相談受付のデジタル化・多様化●県消費生活相談員による市町村支援	消費者ホットライン（188）の認知度（%） 2024年度：12.1% → 2029年度：35.0%
3 ライフスタイルに応じた消費者力の育成・強化	<ul style="list-style-type: none">●各種広報媒体を通じた情報発信●緊急時の消費者トラブルに関する啓発●カスタマーハラスメントに関する啓発●金融教育の推進	各種媒体を通じた情報発信回数（回/年） 2024年度：419回 → 2029年度：700回
4 多様化・複雑化する消費者問題への対応	<ul style="list-style-type: none">●消費者団体等との連携・支援●見守り活動の充実・活性化●学校や高齢者団体等への消費者教育講師の派遣	出前講座等における見守り者向けセミナーの受講人数（人/年） 2024年度：1,004人 → 2029年度：1,500人
5 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進	<ul style="list-style-type: none">●エシカル消費の普及啓発●消費者志向経営の推進	エシカル消費の認知度（%） 2024年度：36.1% → 2029年度：50.0%